

コンビニ交付サービス手数料減額の延長

住民票などの証明書を取得する際、お近くのコンビニエンスストア等でマイナンバーカードを利用して証明書の取得ができます。今回、手数料を窓口比較で150円減額する措置を令和8年3月31日まで延長しました。

また、松山・野塩地域市民センターにもマルチコピー機が設置されており、コンビニと同様の手数料で証明書を取得できますので、ぜひご利用ください（一部コンビニと異なる部分もありますので、下記※をご確認ください）。

【利用可能時間】午前6時30分～午後11時（年末年始及びシステムメンテナンス時を除く）【利用できる方】利用者証明用電子証明書が搭載されたマイナンバーカードをお持ちの方で15歳以上の方（15歳未満の方、成年被後見人の方は利用できません） 市民課住民係 ☎042-497-2037

証明書の種類	手数料		詳細
住民票の写し（全部・一部）	市役所窓口での交付	300円	・本人及び同一世帯員の方の分のみ取得できます。 ・除住民票、改製原住民票は取得できません。 ・個人番号を記載することができます。
	コンビニ交付（令和8年3月31日まで）	150円	
	コンビニ交付（令和8年4月1日以降）	200円	
印鑑登録証明書	市役所窓口での交付	300円	・清瀬市で印鑑登録をしている方で本人のみ取得できます。
	コンビニ交付（令和8年3月31日まで）	150円	
	コンビニ交付（令和8年4月1日以降）	200円	
市民税・都民税課税（非課税）証明書	市役所窓口での交付	300円	・対象年度の賦課期日（1月1日）に清瀬市に住民登録があり、申告した方のみ取得できます。 ・現年度分、前年度分、前々年度分を取得できます（6月ごろに最新年度のものが更新されます）。
	コンビニ交付（令和8年3月31日まで）	150円	
	コンビニ交付（令和8年4月1日以降）	200円	
戸籍事項証明書（全部・個人）	市役所窓口での交付	450円	・本人及び同一戸籍に記載のある方の分のみ取得できます（除籍、改製原戸籍を除く）。
	コンビニ交付（令和8年3月31日まで）	300円	
	コンビニ交付（令和8年4月1日以降）	350円	
戸籍の附票の写し（全部・一部）	市役所窓口での交付	300円	・本人及び同一戸籍に記載のある方の分のみ取得できます（除籍、改製原戸籍を除く）。
	コンビニ交付（令和8年3月31日まで）	150円	
	コンビニ交付（令和8年4月1日以降）	200円	

※住民票、印鑑登録証明書、税証明書は清瀬市に住民登録のある方に限ります。死亡者や転出者の証明書は発行できません。
※戸籍事項証明書及び戸籍の附票の写しは清瀬市に本籍のある方に限ります（松山・野塩地域市民センターに設置しているマルチコピー機で取得する場合は清瀬市に本籍があり、かつ住民登録がある方が対象となります）。他の自治体に本籍のある方は、該当の自治体にお問い合わせください。
※戸籍の届出をされた方については、反映に時間がかかるため、すぐに取得できない場合があります。
※公的年金等の手続きで、交付手数料が免除される証明書を取得される場合、市民課の窓口までお越しください。
※松山・野塩地域市民センターに設置しているマルチコピー機での交付も減額の対象です（利用時間：午前9時～午後10時。月曜日は休館のためご利用できません）。



自転車は原則、車道を走行しましょう

道路交通法上、自転車は軽車両と位置付けられており、歩道と車道の区別のあるところは車道通行が原則です（ただし、13歳未満の子どもや70歳以上の高齢者、身体の不自由な方を除く）。
警視庁では、自転車の危険運転の罰則強化等の社会情勢を鑑み、自転車の車道通行の原則を明確化するため、「普通自転車歩道通行可」の交通規制標識を、

順次、撤去しています。
市でも、けやき通り等において「普通自転車歩道通行可」の標識が撤去されていますので、自転車を運転する際は、原則、車道の左側を通行するようご理解のほどよろしくお願いします。
東村山警察署 ☎042-393-0110、道路交通課道路交通係 ☎042-497-2096

3月1日(土)～3月7日(金)は「令和7年春の火災予防運動」



令和6年中、東京消防庁管内で発生した火災による死者は94人、清瀬消防署管内は0人でした。そのうち住宅火災による死者は昨年より15人増えて82人で、7割以上が高齢者（65歳以上）です。出火原因の1位はたばこです。火種が残ったままのたばこをごみ箱に捨てるとごみくずに着火したり、寝たばこにより火種が布団などに落下して、火災に至る場合があります。たばこを捨てる時は水で確実に消火してから捨てる、絶対に寝たばこをしないことを徹底してください。 清瀬消防署 ☎042-491-0119

住宅改修・マンション大規模修繕に伴う固定資産税の減額

耐震・バリアフリー・省エネ改修を行った住宅または大規模修繕を行ったマンションは、工事が完了した年の翌年度から一定期間、家屋にかかる固定資産税額が減額されます。減額申請は、施工完了日から3か月以内

に行う必要があるの
でご注意ください。種別ごとに複数の条件がありますので、詳しくは市ホームページをご確認ください。 課税課固定資産税係 ☎042-497-2042



詳しくはこちら

種別	対象家屋	工事期間	減額期間	減額割合
耐震改修	昭和57年1月1日以前から市内に所在する住宅	令和8年3月31日まで	1～2年度分	2分の1～3分の2
バリアフリー改修	新築された日から10年以上経過しており、高齢者、障害者等が居住している市内の住宅	令和8年3月31日まで	1年度分	3分の1
省エネ改修	平成26年4月1日以前から市内に所在する住宅	令和8年3月31日まで	1年度分	3分の1～3分の2
その他	政府の補助（総務省令で定めるもの）を受けて耐震改修が行われた市内の家屋	令和8年3月31日まで	2年度分	原則2分の1
マンション大規模修繕	築20年以上で、長寿命化に資する大規模修繕工事を行い、一定の要件を満たした市内のマンション	令和7年3月31日まで	1年度分	3分の1

お引っ越しの際は、住所の異動手続きを忘れずに！

入学・就職・転勤などによる引っ越しで、住所を異動された方は、忘れずに住民票の異動手続きを行いましょう。住民票の異動届（転出届・転入届・転居届など）は、国民健康保険、国民年金、選挙人名簿への登録などの行政サービスにつながる大切な手続きです。

市民課住民係 ☎042-497-2037

署名用電子証明書・利用者証明用電子証明書が搭載されたマイナンバーカードをお持ちの方は、マイナポータルを通じて転出届のオンライン申請ができます。詳しくはデジタル庁ホームページをご確認ください。



詳しくはこちら

他の市区町村に引っ越しをされる場合

引っ越し前の市区町村（引っ越し前に）転出届を提出して、転出証明書を受け取る

引っ越し先の市区町村（引っ越しをした日から14日以内に）転出証明書を添えて、窓口で転入届を提出

清瀬市内で引っ越しをされる場合

清瀬市（引っ越しをした日から14日以内に）窓口で転居届を提出

マイナンバーカードなどの変更もお忘れなく！

「マイナンバーカード」、「住民基本台帳カード」の住所変更も忘れずに行いましょう。これらのカードの住所は、最新のものにする必要があります。住民票の異動手続きの際に新住所を記載しますので、暗証番号を確認のうえ、市役所へカードをお持ちください。
※届出の際には本人確認のできる書類などが必要です。詳しくはお問い合わせください。
※住民基本台帳法により、住所などに変更があった場合は14日以内に届出をすることが義務付けられています。正当な理由なく住民票の異動の届出をしない場合、5万円以下の過料に処されることがあります。

こころといのちの講演会

◆妊娠・出産とメンタルヘルス～母と子の笑顔を守るために～

日 3月15日(土)午前10時30分～11時45分

【実施方法】無料オンライン配信ツールによりライブ配信にて開催

※都内在住、在勤または在学の方

講師 産婦人科医 相良洋子氏（公益社団法人日本産婦人科医会常務理事／昭和大学客員教授）

※申し込み方法など詳細は右記リンクをご覧ください。

※東京都保健医療局保健政策部健康推進課自殺総合対策担当 ☎03-5320-4310



詳しくはこちら